

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準 の変更の認可申請の取扱いに関する総務省の考え方

I 経緯等

令和4年8月30日付けで、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第20条第10項の規定に基づき、同条第2項第2号及び第3号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）の実施基準（以下「実施基準」という。）の変更の認可申請（以下「本申請」という。）があった¹。本申請の概要及び取扱いに関する現時点における総務省の考え方は、以下のとおりである。

II 本申請の概要

本申請における実施基準変更案は別添のとおりであり、外国の邦人向けのサービスである「NHKワールド・プレミアム」²について、近年のメディア環境の変化を受け、諸外国でもインターネットで動画配信を行う事業者が増えている中、外国の邦人における視聴機会を拡大するため、外国の放送事業者のみならず、外国の動画配信事業者にも提供することを可能とするなどのため、次の変更を行おうとするものである。

ア 「NHKワールド・プレミアム」の外国の動画配信事業者への提供（以下「本業務」という。）について、3号受信料財源業務³として位置付ける。

イ これまで3号受信料財源業務は、提供先の事業者が利用者に対価を求めないことを提供の条件としていたが、無料で配信を条件とすると提供先の事業者が限定されてしまうほか、有料サービスであっても提供の意義があると考えられることから、本業務に限っては有料サービスへの提供もできるようにする。ただし、本業務の財源が受信料であることを踏まえ、有料サービスへの提供の場合には提供先の事業者に一定の負担を求め規定も設ける。

ウ 変更後の実施基準の施行期日は令和5年4月1日とする。また、この機会に役割を終えた時限的な規定（地上テレビ放送の常時同時配信の段階的实施に係る附則規定）を廃止する。

¹ 協会においては、実施基準の変更に当たり、法第29条第3項の規定に基づき国民・視聴者から意見募集を実施した。その結果、合計54件の意見が寄せられた。なお、本申請は、令和4年10月17日及び同年11月8日に申請書の一部修正がなされている。

² 具体的には、法第20条第1項第5号の規定に基づき行う邦人向け協会国際衛星放送及び同条第2項第4号の規定に基づき行う放送番組等の外国放送事業者への提供から成る。

³ 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供する業務（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。）（法第20条第2項第3号の業務のこと。）のうち、専ら受信料を財源として行うものをいう。

Ⅲ 現時点における総務省の考え方

(1) 基本的な考え方

変更の認可に当たっては、「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」（総務省平成26年11月策定、令和4年10月最終改定。以下「ガイドライン」という。）における審査項目に照らして、総務省の考え方について検討を行う。

(2) ガイドラインに照らした検討

1. 法第15条の目的達成に資すること（法第20条第11項第1号関係）

(1) 公共放送としての協会が行うものとして適切な業務であること

インターネット活用業務が、法第15条に規定する公共放送としての協会の目的に照らして適切なものであることについては、実施基準第4条において、その実施に当たっての基本原則として、「協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、または国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施する」とされているところ、本業務は、協会が、必須業務である外国の邦人向けの協会国際衛星放送の放送番組を含めて実施する外国の邦人向けのサービスである「NHKワールド・プレミアム」について、近年のメディア環境の変化を受け、諸外国でもインターネットで動画配信を行う事業者が増えている中、外国の邦人による視聴機会を拡大するために行うものであり、この基本原則に合致するものと認められる。

(2) 市場の競争を阻害しないこと

本業務は、外国の邦人向けのサービスである「NHKワールド・プレミアム」について、外国の邦人における視聴機会を拡大するため、外国の動画配信事業者に提供するものであり、国内で視聴されることを目的とするものではないため、例えば、国内の民間放送事業者が国内で視聴されることを目的に行うネット配信とは直接に競合するものとは言えないこと、実施基準第9条では、インターネット活用業務に係る実施計画の策定等に当たっては、学識経験者から構成される協会の会長の諮問機関「インターネット活用業務審査・評価委員会」に対し、公共性及び市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求めることとされていることを勘案すれば、直ちに市場の競争を阻害するおそれは低いものと認められる。

(3) 特定の外部事業者に対し不当な差別的取扱い等をするものでないこと

本申請は、3号受信料財源業務について、これまで提供先の事業者が利用者に対価を求めないことを提供の条件としていたが、無料での配信を条件とすると提供先の事業者が限定されてしまう一方、有料サービスであっても提供の意義があると考えられることから、本業務に限っては有料サービスへの提供をできるようにするとともに、提供の財源が受信料であることを踏まえ、有料サービスへの提供の場合には提供先の事業者に一定の負担を求めることとするなど、料金その他の提供条件の変更を行うものであるところ、「特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わない」とする実施基準第37条第3項の規定を変更するものではないため、引き続き、適切なものと認められる。

(4) 外部事業者及び民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(5) 地方向けの放送番組の提供に関する事項が適正かつ明確に定められていること

現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(6) 他の放送事業者との協力に関する事項が適正かつ明確に定められていること

現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

2. 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること（法第20条第11項第2号関係）

(1) 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること

1) 実施する業務の種類

本業務は、外国の邦人向けのサービスである「NHKワールド・プレミアム」について、外国の放送事業者のみならず、外国の動画配信事業者に提供するものであるところ、本申請では、3号受信料財源業務として実施することとしている。本業務は、近年のメディア環境の変化を受け、諸外国でもインターネット動画配信を行う事業者が増えている中、外国の邦人における視聴環境を維持・拡充することを目的としていることを踏まえると、3号受信料財源業務として実施することは、受信料の用途として放送法の趣旨を逸脱したものでなく、適正であると認められる。

ただし、下記3)のとおり、本業務は、3号受信料財源業務として、有料サービスを提供する外国の動画配信事業者に対しては、対価を求めつつ放送番組を提供するものであるところ、本業務の実施においては、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高めるといふ実施基準第4条に定めるインターネット活用業務の実施に当たっての基本原則から逸脱することのないよう、十分に配慮することが必要である。

2) 実施する業務の内容

本申請では、実施基準変更案第29条第1項第3号において、外国の邦人向けの協会国際衛星放送の放送番組及びこれと一体として提供される協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合に、外国の邦人向けの協会国際衛星放送の放送番組等及びこれと一体として提供されるテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組等を他の事業者に提供するとされており、業務の内容が適正かつ明確に定められているものと認められる。

3) 実施する業務の実施方法

本申請は、ガイドラインにおいて、実施基準に明確に定められていることが必要とされている事項のうち「⑩外部事業者に関する事項」及び「⑪3号対象事業者への放送番組等の提供に関する事項」に関して、次表の下線箇所のとおり変更を行うものである。本業務に限って有料サービスでの提供を可能とすることは、提供先の事業者のサービスを無料サービスに限定すると、提供可能な事業者の数が十分に見込めず、外国の邦人が日本語の番組を視聴できる環境の維持・拡充が困難となるおそれがあることを考慮したものであることを踏まえると、適正であると認められる。

ただし、上記1)に記載のとおり、本業務の実施においては、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高めるといふ実施基準第4条に定めるインターネット活用業務の実施に当たっての基本原則から逸脱することのないよう、十分に配慮することが必要である。

記載箇所	現行	変更後
第31条 第1項	3号受信料財源業務は、3号対象事業者に対価を求めることなく実施する。	3号受信料財源業務は、3号対象事業者に対価を求めることなく実施する。 <u>ただし、第29条第1項第3号に定めるところにより放送番組等の提供を受けた3号対象事業者が利用者に対価を求める場合は、この限りではない。</u>

同条 第2項	3号対象事業者が放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供するにあたっては、原則として利用者にその利用の対価を求めないことを提供の条件とする。	3号対象事業者が放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供するにあたっては、 <u>第29条第1項第3号に定めるところにより放送番組等の提供を受けた場合を除き</u> 、原則として利用者にその利用の対価を求めないことを提供の条件とする。
-----------	---	--

(2) 業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていること

法第20条第2項第3号に定める業務は、「放送番組等」を動画配信事業者に対して提供するものであるところ、本申請は、新たに「邦人向け協会国際衛星放送の放送番組等およびこれと一体として提供されるテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組等」を対象とするものであるが、「放送番組等」について定める実施基準第2条第3号の規定を変更するものではないため、引き続き、適切なものと認められる。

3. 業務の種類、内容及び実施方法並びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、特定受信設備を設置した者について、法第64条第1項の規定により協会と受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと（法第20条第11項第3号関係）

ガイドラインにあるように、3号業務について、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法が、協会の国内テレビジョン放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合、テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じるところ、本業務は、受信料支払いの対象ではない外国の邦人における協会の放送番組の視聴について、近年のメディア環境の変化を受け、外国の邦人における視聴機会を拡大するため、外国の放送事業者のみならず、外国の動画配信事業者にも提供するものであり、引き続き、適切なものと認められる。

なお、本業務については、財源が受信料であることを踏まえ、提供先の事業者が利用者から対価を求める場合は、当該事業者に対価を求めることとしている。

4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（法第20条第11項第4号関係）

(1) 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること

現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

なお、協会は、3号受信料財源業務の実施に要する費用の上限を改めて算定しているところ、本業務は新たな業務であり、提供先の事業者との合意により実施するものであることから、具体的な金額を正確に見込むことは困難であるとしつつも、業務の開始当初に見込まれる業務規模を仮定して算定している。具体的には、外国の動画配信事業者への提供の業務規模の見通しに加え、現在実施している外国の放送事業者への提供の実績等を踏まえ、配信に要する費用、権利処理に要する費用、それらの業務に係る給与、退職手当・厚生費、共通管理費及び減価償却費という具体的な費用項目を設定の上、それらの費用項目ごとに、本業務の実施により追加的に発生する費用を直課するとともに、複数の業務に係る費用については費用項目の特性に応じて配賦することにより算定しているところ、一定の合理性が認められる。

(2) インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること

現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

5. 第2項第2号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（法第20条第11項第5号関係）

現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

6. 第2項第2号の業務にあつては、利用者の利益を不当に害するものでないこと（法第20条第11項第6号関係）

(1) サービスの利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること

現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(2) サービスの内容、利用条件等について、利用者に対してあらかじめ明示するために必要な措置を講ずるものであること

現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(3) インターネット活用業務に関する個人情報その他の情報の適正な取扱いに関する事項について必要な措置を講ずるものであること

現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(4) 利用者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずるものであること

現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(5) サービスの利用に必要な設備等の満たすべき要件が適正かつ明確に定められていること

現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

7. 施行規則第12条の2で定める実施基準の記載事項が適正かつ明確に定められていること

(1) インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項が適正かつ明確に定められていること

現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(2) 経理に関する事項が適正かつ明確に定められていること

現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(3) 法第20条第14項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項が適正かつ明確に定められていること

現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

(4) (3) による評価の結果も踏まえた法第20条第18項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項

現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

IV. 結論

以上の審査結果に基づき、本件認可申請について、次の事項が適切に履行されることを条件として、これを認可することが適当であると考えます。

変更後の実施基準第29条第1項第3号に定めるところにより行われる業務は、3号受信料財源業務として、有料サービスを提供する外国の動画配信事業者に対しては、対価を求めつつ放送番組を提供するものであるところ、その実施においては、実施基準第4条に定めるインターネット活用業務の実施に当たっての基本原則から逸脱することのないよう、十分に配慮すること。